

議案第 88 号

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 79 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 25 年 12 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、利用者の利便性の向上を図るために競技施設の名称を卓球室（市民ホール）から多目的ホールに変更するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表の1の競技施設使用料の表中「卓球室（市民ホール）」及び「卓球室」を「多目的ホール」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。